

平成15年度第2回  
兵庫県都市計画審議会

平成15年9月29日  
兵庫県不動産会館7階研修ホール

開 会 午後1時30分

議長 それでは、平成15年度第2回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成15年度第2回兵庫県都市計画審議会に、委員の皆様並びに幹事の皆様には、ご多忙のなかにもかかわりませずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、自民党では総裁選で小泉総理が再選されました。小泉内閣が今年6月に出した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に沿って、各省庁の平成16年度の予算の概算要求が出そろいました。

国土交通省においては、8兆円を越す規模の要求、8兆464億と伺っておりますが、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」をはじめとした重点分野へ予算を集中することとあわせて、「社会資本整備重点計画策定を踏まえた成果重視の施策展開」がうたわれております。

ご承知のとおり、この社会資本整備重点計画とは、これまで事業分野別に策定されていた9つの長期計画を一本化し、コストの削減、事業間の連携の強化を進める一方、計画策定を従来の「事業量」から「達成される成果」へと重点を移し、社会資本整備の一層の重点化・効率化を図ろうというもので、今年度を初年度とする5ヶ年計画です。

これについては、国の社会資本整備審議会での議論を踏まえた素案がすでに6月に公開され、8月半ばまでパブリックコメントの募集が行われておりました。今秋には閣議決定される予定とのことであり、我々も注目していきたいと思っております。

さて、本日の案件は、さる9月19日に事務局から事前説明がありました「豊岡都市計画道路の変更」をはじめ17件であります。

内15件は、前回の審議会における丹波地域に引き続いて、但馬地域と淡路地域の「都市計画区域マスタープラン」に関するものです。

この後、お手元の議案書により議事を進めていきたいと思っております。どうか十分にご審議を賜りますようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして審議を賜りたいと存じます。

審議の中でご発言なさる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号をおっしゃってから、ご発言して下さるようお願いいたします。

それから、本日の議事の進め方でございますが、議案の説明につきましては、審議の

便宜上、関連するものは一括して説明を受けようようにしたいと思います。この点を予めご理解願いたいと思います。

それでは、まず、第1号議案 豊岡都市計画道路の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案 豊岡都市計画道路 豊岡駅立野線の変更についてご説明いたします。議案書は3ページから6ページ、議案位置図は1ページと2ページでございます。前面スクリーンをご覧ください。

豊岡駅立野線は、豊岡市の中心市街地においてJR豊岡駅と国道312号を東西に結ぶ幹線道路で、昭和28年に豊岡駅百合地線として都市計画決定され、その後昭和51年に周辺土地利用や市街地整備構想などを踏まえて幅員を変更するとともに、終点を円山川左岸側までに変更し、あわせて名称を豊岡駅立野線に変更するなどの経緯を経て、現在に至っております。

今回、都市計画の変更を行おうとする区間は、JR豊岡駅前の起点部から都市計画道路大開一日市線までの延長約110mの区間であります。この区間につきましては、昭和51年の変更の際、豊岡駅前における市街地再開発事業構想を踏まえて20mの幅員で都市計画決定しておりますが、今回、都市計画道路の幅員を現況の道路区域と整合させるよう変更するものであります。

なお、本路線の整備状況でございますが、今回変更対象区間より東側部分につきましては、すでに整備が完了しております。また、今回の変更対象区間の北側におきましては、平成4年に豊岡駅前第1地区第一種市街地再開発事業に関する都市計画決定がなされ、平成5年の組合設立認可などを経まして、平成11年1月に事業が完了しております。この事業におきましては、再開発ビルであります「アイティ豊岡」が建設されたほか、今回変更対象区間の北側部分や大開一日市線などの道路整備が行われております。

一方、豊岡市では、今回変更対象区間の南側におきましても、北側の第1地区と同様に市街地再開発事業によるまちづくりを検討してまいりましたが、昨今の社会経済情勢から保留床の処分が困難な状況が想定されることなどから、具体化に至りませんでした。このため、本区間南側は未整備の状態で見えています。

このような状況のなか、豊岡市では、今回変更対象区間南側地区における今後のまちづくりの方向といたしまして、市街地再開発事業による整備を見直し、既存ストックを活用した社会基盤整備を行うとともに、市街地の活性化に向け、市民と一体となってま

ちづくりを進めていくことといたしました。

これに伴いまして、本路線の整備が完了していない区間におきましては、今後の沿道のまちづくりの方向を踏まえて、都市計画道路区域を現況の道路区域と整合した区域に変更することといたしまして、前面スクリーンにお示ししておりますように、黄色部分を削除し、赤色部分を追加する都市計画変更を行うものであります。

横断構成につきましては、前面スクリーンにお示ししておりますとおり、整備済区間は両側に3mの歩道部を設ける15mの幅員であり、これに続く今回変更区間は、歩道部は南側においては3m～6.5m、北側においては大開一日市線以西は3.5mとし、車道部は2車線で、起点側の交差点には右折車線を配置し、計画幅員を15m～20mといたします。

なお、第1地区の市街地再開発事業におきましては、豊岡駅立野線沿いのアイティ豊岡の外壁を道路境界から3m後退した位置にして、歩行者等の安全とゆとりの空間を確保しております。

このことから、北側におきましては、都市計画道路の歩道部幅員3.5mとあわせて合計6.5mの歩行者空間が確保されることとなります。

前面スクリーンには最も広い幅員20mの横断図を示しております。

本計画案をまとめるにあたりましては、地域住民へ説明会を開催いたしましたが、特に意見等はありませんでした。また、本案につきまして2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

この第1号議案については原案どおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第1号議案については、原案どおり可決いたしました。

次に第2号議案 豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定から、第9号議案 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定までの8件ですが、お互いに関連していることから、一括して説明を受けることにいたします。

それでは事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 但馬地域（豊岡・城崎・香住・日高・出石・浜坂・八鹿・和田山）の8都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、ご説明いたします。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する法改正及びこれに関する県の取り組みについては、前回の都市計画審議会においてご説明した内容等を参考資料1にまとめておりますので、ご参照願います。

但馬地域では、前面スクリーン及び議案書位置図の3ページに示すように、都市計画区域を指定しております。ご説明は、但馬地域共通の記載と各都市計画区域固有の記載をあわせて8都市計画区域を一括してご説明いたします。

緑色のファイルの議案書別冊を開いていただきますと、但馬地域の8つの整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを統合した資料をつけております。この資料は都市計画区域の名称の記載のない部分は但馬地域に共通の記述で、たとえば3ページにかっこ書きで都市計画区域名称が記載されている部分が各都市計画区域固有の表現となっており、都市計画区域ごとの議案書別冊を統合した記述となっております。以下、統合版及び議案書位置図4ページから12ページの都市計画区域マスタープラン附図によりご説明いたします。

整備、開発及び保全の方針は、スクリーンで示すように基本的事項以下5つの項目で構成しております。

1ページ、基本的役割では、平成13年に21世紀兵庫長期ビジョンの但馬地域編として策定された但馬地域ビジョンを踏まえ、その分野別構想の1つとして、但馬地域における都市計画に関する基本的な方向性と各都市計画区域における主要な都市計画の決定方針等を示すことを記載しております。策定対象は個々の都市計画区域ですが、但馬地域全体の中でとらえる必要があること、及び地理的・社会的連続性から、但馬地域全体を策定関連区域として位置づけております。目標年次は平成12年を基準としておおむね10年後の平成22年としております。

次に課題と目標の背景と経緯では、3ページに自然、4ページに歴史、5・6ページに人口と産業の現状と動向を記載しております。但馬地域全体の人口は県全体の約4%で、昭和22年に26万5千人をピークとして減少しており、平成7年から12年にかけて多くの市町で人口減少傾向にあります。世帯数は増加している市町が多く、世帯分離、核家族化が進んでいることが伺えます。

9ページ、都市計画の課題では、平成13年に策定された地域ビジョンの記載をもと

に、都市計画の課題として自然環境とまちづくりの調和、人口減少に対する地域の活性化、地域の魅力づくり、交流のための交通整備を4つの柱として設定し、それぞれに対応した目標を定めております。

目標及び基本理念については、資料の9ページから10ページに記載しております。

10ページ中ほどに人口及び産業の将来見通しを記載しておりますが、これは全県の将来人口推計をもとに各都市計画区域の人口の伸び等を考慮して設定しております。

同じく10ページ、都市構造、主要な都市機能の配置の方針については、スクリーンまたは議案書位置図12ページをご参照ください。ここでは中心都市拠点として豊岡市の中心市街地のほか、現在の各町の中心市街地を都市拠点、文化レクリエーション拠点等を特定都市拠点として位置づけ、播磨、丹波、福知山、鳥取方面との広域連携軸、また、自然景観形成や防災、自然環境保全などの役割を果たす緑の骨格軸をあげております。11ページ、区域区分の有無の項目では、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きを行うかどうかについて記載しております。スクリーンに区域区分のイメージを示しておりますが、但馬地域は過度な人口集積等はなく、急激かつ無秩序な市街化の進行は現状では想定できないこと、また、独自の条例等による地域の特性を生かしたまちづくりを支援すること、ゆるやかな土地利用の誘導を行うことが適当であると考えられることから、区域区分を定めないこととしております。

基本的方針では、土地利用から都市防災まで6つの方針を定めております。土地利用の方針として、豊かな自然環境や優良な農地と都市的土地利用との健全な調和を図り、高速道路の開通による波及効果を的確に受け止める計画的な土地利用の形成を図ることとしております。土地の合理的な利用を誘導すべき区域については、用途地域制度の活用によるほか、地区計画、特別用途地区等の活用によりきめ細かな規制誘導を図ることとしております。商業・業務地については、鉄道駅周辺等の中心市街地においてにぎわいある商店街や新規商業施設の配置など、商業核の活性化を図ることとしております。工業地については、高速道路の整備等によるポテンシャルを生かして工業団地の配置を行うとともに、鞆等の既存の地場産業の充実を図り、住工混在地区においては、地区特性に応じた土地利用の純化や、公害防止対策等の周辺環境に配慮した土地利用を図ることとしております。流通業務地については、高速道路のインターチェンジ周辺の有利な交通条件を生かして適切な配置を図り、住宅地については世帯分離等の受け皿となる新たな住宅地、防災面やコミュニティ維持に配慮した既成市街地の整備、配置を図ること

としております。

14ページ、自然的環境については、但馬地域は自然が豊富で、コウノトリの野性復帰への取り組みなど、自然環境の保全、復元に積極的に取り組み、地域住民の憩いや県民交流などのレクリエーション等の活用を図ることとしております。

環境保全系統として、播但山地等の自然林などを緑の骨格として、保全を図ることとしております。また、景観形成系統として、山地や海岸、円山川の景観保全、整備を図ることとしております。

15ページ、都市交通について、円滑な都市活動及び良好な都市環境の保全、さらに交流の拡大を図るため、道路網の整備、充実、交通結節点の機能向上等を進め、鉄道についても利便性の向上を図ることとしております。道路について、貴重な観光資源や都市拠点、空港等を有機的に結び、交流の基盤となる道路網の形成をめざします。自動車専用道路については、播磨地域、丹波地域や、県外との連携を強化するため、北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備を進め、あわせて都市間の連携を図り、地域間の交通需要に対応するため、幹線道路の整備を図るとともに、これを補完し、沿道の計画的土地利用の誘導を図る補助幹線道路等の整備を行います。また、自転車歩行者空間を確保し、安全で快適な交通環境の形成を図ることとしております。駅前広場については、交通結節点として、都市空間形成を図るため、まちの玄関にふさわしい整備を推進することとしております。また、鉄道については、利便性及び安全性の向上を図るため、機能の充実・強化を図り、空港についても利用促進等を図ることとしております。

16ページ、都市環境の方針では、公園や緑地について、緑の骨格である山地や河川等の保全・活用を図ることとしております。また、下水道については、公共用水域の水質保全と生活環境の高度化を図るため、面的な施設整備を推進することとしており、河川については治水の安全を図るための改修を推進するとともに、水と緑に親しめる水辺空間を生かした景観形成を図ることとしております。

公園・緑地については、環境保全系統として、人と自然が共生できる学習・交流拠点であるコウノトリの郷公園の活用を促進し、また、緑の骨格として位置づけられる山地、海岸線の保全再生を図りつつ、緑豊かなまちづくりを図ることとしております。レクリエーション系統については、高原や海洋性のスポーツ、レクリエーション、リゾート機能の整備の促進を図り、都市公園の適切な配置を進め、居住者が歩いていける住区基幹公園、散策等に利用される都市基幹公園の適正配置を図ることとしております。防

災系統については、災害時に、緊急避難地や復旧活動における拠点となる公園及び物資の集配場所や広域的な防災活動拠点として、段階的、系統的な配置を図り、景観形成系統については、都市のランドマークとなる河川空間や緑地等について保全・整備を図ることとしております。

19ページ、下水道については、生活排水処理計画に基づく整備の推進を図り、河川については改修を推進し、地域景観との調和を考慮した水辺空間を創出し、整備にあたっては住民意見を反映して、地域にとって愛着のある河川づくりを進めることとしております。

20ページ、廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設として位置づけられており、施設整備については、兵庫県廃棄物処理計画に基づき、処理施設の整備を進め、一般廃棄物処理施設については、兵庫県ごみ処理広域化計画に基づく整備を進めることとしております。

21ページ、都市景観の形成については、地域固有の自然景観の維持・保全を図りつつ、城下町、宿場町、温泉地、歴史的なまちなみが残された地区や、漁港、農村集落等において、建築物の意匠、色彩等により地区の特性に応じた景観の形成を図ることとしております。

22ページ、市街地整備に関する方針について、優れた環境を備えた魅力ある市街地整備を計画的に進めることとしております。中心市街地においては、商業、文化、交流などの都市機能の集積を図るとともに、歴史街道の重点地区や歴史文化の拠点の整備を図るほか、既成市街地においては、自然環境を保全し、駅前地区や商業・業務の中心地、並びに都市施設の未整備な住宅地等を計画的に整備し、快適な都市機能の整備及び居住環境の向上を図ることとしております。また、既成市街地周辺部及び新市街地においては、計画的市街地整備を推進し、居住環境、生活環境の向上を図るほか、コウノトリ但馬空港周辺地域においては、自然環境に配慮しつつ空港や高速道路網を生かした都市整備を推進することとしております。

23ページ、都市防災について、北但大震災や阪神・淡路大震災等の教訓を生かし、災害を未然に防止し、安全を確保するため、兵庫県地域防災計画と整合を図りながら対策を講じることとしております。防災拠点の整備とネットワーク化として、広域防災拠点、地域防災拠点等を系統的に配置し、道路、公園等の計画的配置、ネットワーク化により、市街地内のオープンスペースを確保し、安全・安心で快適な環境空間を形成しま



す。建築物の耐震・不燃化については、災害時の避難施設の位置づけを持つ公共建築物等の堅牢化を促進するとともに、一般建築物の敷地内の緑化等を進めます。土砂災害の防止として、崖崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域、土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じて宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図ることとしております。また、治水対策として河川への雨水流出量の増大への対処を図ることとしております。

26ページ以下、主要な都市計画等の指針では、4の基本方針を踏まえ、具体的に事業化される予定の事業を市町との意見交換及び兵庫県の社会基盤整備プログラムにより公表されている事業から抽出して記載しております。

続いて都市計画区域マスタープランの附図により各都市計画区域の特徴的な点についてご説明いたします。

前面スクリーン又は議案書の位置図4ページからの整備、開発及び保全の方針附図をご覧ください。なお、附図の凡例のうち、土地利用の商業・業務地については、本文同様、商業と業務の間に「・」があるものとしてご覧願います。

豊岡都市計画区域は、大正期に大豊岡建設と呼ばれる都市改造計画が策定され、この事業実施中の大正14年に北但大震災による大きな被害を受けた経過があります。また、低盆地の浸水被害にもさらされてきました。昭和43年に用途地域が決定され、現在その面積は992haとなっております。土地利用の方針において、中心市街地の商業・業務機能の充実を図り、駅西、八条などの土地区画整理事業区域において、健全で優良な住宅地の配置を図るほか、自然的環境では、野生動・植物の生息空間の保全、創造、都市交通では、コウノトリ但馬空港の充実・強化、都市環境については、コウノトリの郷公園、玄武洞公園、日和山公園など、地域の個性を生かした公園施設の充実や円山川下流地域の風景形成地域の趣旨に基づく良好な自然景観の維持・保全、さらに市街地整備に関して、JR豊岡駅周辺、公立豊岡病院跡地などを、中心市街地におけるにぎわいや活力を取り戻すために有効な拠点として位置づけていくことなどをうたっております。

城崎都市計画区域は、城崎町の一部と竹野町の一部で構成されております。附図では都市計画区域外も含めて表現しております。

城崎町も北但大震災により大きな被害を受けており、温泉復興等を柱とする区画整理事業、大谷川の拡幅が図られ、温泉地には用途地域も指定されております。また、竹野町の海岸部は、山陰海岸国立公園に指定されております。土地利用の方針には、城崎町

中心部において温泉を観光資源として活用しながら、商店街、旅館街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図り、都市環境の方針では、山陰海岸国立公園や円山川、竹野川の自然景観との調和に配慮した自然環境の保全・整備を図ること、また、城崎温泉街において「和」のまちなみを基本とする景観の創出を図ることをうたっております。

香住都市計画区域は、明治45年に高さが日本一の余部鉄橋が完成し、山陰本線が開通、国道 178号とともに交通の動脈が通る海沿いの区域を中心に都市計画区域が指定されており、さらに現在、鳥取豊岡宮津自動車道が事業中であり、また、香住駅を中心とした香住土地区画整理事業が完了しており、現在、山手土地区画整理事業が行われております。都市交通に関する方針では、香住インターチェンジへのアクセス道路となる都市計画道路境香住線等の主要道路の整備を推進すること、都市環境の方針において但馬海岸風景形成地域の指定等により、自然環境及び歴史的環境の保全に努めるほか、市街地整備の方針で、香住駅東側に位置する山手地区における土地区画整理事業の推進などをうたっております。

日高都市計画区域は、JR山陰本線、国道 312号と円山川が併走する区域から国道 482号が貫く一帯を都市計画区域として指定しており、都市計画道路、都市公園、公共下水道の整備推進に取り組んでおります。都市環境に関する方針において、町北西部の神鍋高原で但馬ドームを中心として高原型リゾートゾーンとして自然環境及び景観を保全しつつ、拠点づくりをすすめ、植村直巳記念スポーツ公園の整備・充実と活用を図るほか、市街地における居住区域の拡大等にあわせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら適正な公園整備を進めることをうたっております。

出石都市計画区域は、円山川の支流、出石川とこれに沿う国道 426号の一帯を都市計画区域と指定しており、出石城下町の歴史的な市街地の北部で土地区画整理事業が完了しており、それにあわせて都市計画道路が一部整備されているほか、下水道についても整備が進められております。土地利用の方針では、都市景観形成地区において歴史的なまちなみや伝統的な建物を保存するため、関連する都市計画との整合を図りつつ、伝統的建造物群保存地区の指定を図るほか、都市環境の方針において、有子山、此隅山の史跡公園、出石城公園など、史跡を生かした公園の充実を図り、城下町地区においては大手前広場一帯をはじめ、観光客の休息等に資する街角や広場等の整備を図ること、また、歴史的まちなみが残る地区では、まちなみに調和したデザイン・色彩等を誘導し、

歴史的まちなみ景観の保全・創出に努めることをうたっております。

浜坂都市計画区域は、町全域が都市計画区域となっており、明治44年のＪＲ浜坂駅設置にはじまり、国道 178号に加え、漁港の移転改修や公園の整備、公共下水道の整備についても推進を図っております。土地利用の方針では、中心市街地において商業空間再編の誘導、産業基盤整備等の立地環境の整備、既存市街地周辺部の新規住宅地の魅力ある定住環境の維持形成を図ること、また、市街地整備の方針として、浜坂駅南部の味原地区をはじめとして、秩序ある市街地形成等を図るため、土地区画整理事業の推進等を図ることとしております。

八鹿都市計画区域は、町全域が都市計画区域となっており、ＪＲ山陰本線、国道 312号と円山川が併走する区域を中心に国道 9号が西走しており、下水道の整備も進んでおります。都市環境の方針の公園緑地について、整備済のつるぎが丘公園を核として、地域に密着した地区公園の整備を図るほか、歴史的まちなみが残る地区では、まちなみに調和したデザイン・色彩等を誘導し、歴史的なまちなみ景観の保全・創出に努めることをうたっております。

和田山都市計画区域は、ＪＲ山陰本線、播但線に沿った区域を都市計画区域としており、平成12年には和田山駅北土地区画整理事業が完成しております。土地利用の方針において、国道 9号・ 312号の結節点周辺においてモータリゼーションに対応した広域商業拠点としての充実を図ること、また、都市環境の方針で、竹田城周辺において歴史的まちなみや竹田城址などの観光資源を生かしたレクリエーション公園の整備を図ることをうたっております。

なお、都市計画区域マスタープランと市町合併との関係について、このマスタープラン策定の法定策定期限が平成16年 5月であることから、今回のマスタープラン策定においては合併を前提とせず、現在の都市計画区域ごとに策定を行い、合併後、新たな枠組みで都市圏等の検討を行った上で都市計画区域の見直しを行うことを予定しております。

これらの整備、開発及び保全の方針の策定にあたり、お手元に配付しております「但馬地域広域都市計画方針」等の資料により、昨年11月11日に豊岡市で但馬地域の都市計画フォーラムを開催するとともに、11月13日から12月12日まで、パブリックコメントの募集を行いました。

また、都市計画区域ごとの「整備、開発及び保全の方針」素案策定後、市町及び関係機関等との協議を経て本年 3月28日から 4月17日まで公述募集及びパブリックコメント

の募集を行い、5月22日、23日に豊岡市において都市計画区域ごとに説明会及び公聴会を開催し、県及び市町の担当者との質疑応答を行いました。

八鹿都市計画区域マスタープランについて1件の公述があり、新規商業施設の配置、商業核の活性化の内容について、インターチェンジ周辺の市街地整備の今後の計画について、景観形成における住民と行政の関係について等のご意見をいただきました。

説明会及び公聴会の開催結果、記録等については案の縦覧に先立ち都市計画課のホームページに公表しておりますので、ご参照願います。

本案について、8月20日から9月2日まで2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で、但馬地域の8都市計画区域における整備、開発及び保全の方針のご説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

24番 いま、但馬地域の都市計画区域の整備、開発、保全等の方針の経緯とか状況を述べていただいたのはわかるんですけども、1つ、確認とお願いなんです。主要な都市計画等の指針のところはずっとございまして、たとえば都市交通に関する整備の指針においては道路、これは要するにその路線やら箇所、大体の概要等、そういう数値的な目標とか、おおむね10年以内に整備するという期限の目標設置はある程度出ているわけですが、いまいろいろな計画、事業をする場合においても、マニフェスト、いわゆるその事業の数値目標、そしてまたそれへのある程度の具体的なものが出ていないと、少し理解しがたいわけです。いま申し上げたように、道路の部分におきましては大体延長とか幅員とか、そういう数値的なものが出ていますけれども、都市環境に関する都市計画の指針の公園緑地とか、さらに下水道及び河川、それからその他景観形成とか市街地整備に関する部分におきましては、10年以内という期限の整備の目標値は出ておりますけれども、おのおのこういう箇所での概略的な数値的なものがちょっと見えないわけです。そういうのがなぜこういう所に出せなかったのか、出してある程度の理解を我々にもさせてもらいたかったわけですが、それが見えないんですが、そういうことはどういう状況なんでしょうか。

事務局 2の基本的役割で記述しておりますように、都市計画マスタープランでは、都市計画の基本的な方向性を示すことになっております。したがって、具体的な各種の事

業ですとか整備計画については、県事業については、但馬及び、後で淡路を説明いたしますが、それぞれの社会基盤整備プログラム、また、市町事業については、市町の都市計画に関する基本的な方針「市町マスタープラン」等で示すことになっておりまして、この都市マス自体で個別事業の数値目標等を定めることにはなっておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

24番 私は、比較したわけではありませんけれども、道路関係ではある程度の概要的なものが出ていますね。そういうことも含めて、地元でもそういう1つのプログラムのものということなんですが、やはりある程度こういう計画の段階でもつかんでおるのならば、その法的な内容の問題もありますし、基本的なこともありますけれども、できましたらそういうことも掌握をし、こういう方向性的なものもはかるべきではないのかなと思います。

事務局 繰り返しになりますが、個別の事業の内容につきましては、それぞれの事業の計画でお示しすることになっておりまして、都市マス自体ではここには書ききれないところはございます。ということでご了承いただきたいと思っております。

24番 そういう状況であるということなんですが、ある程度この計画の場合でも、個々の問題については掌握されていると思っておりますけれども、できたらそういうのを今後、記載まではできなくても、報告的なものはしていただけたらありがたいと思っております。要請だけしておきます。

議長 ただいまの委員の要請については、事務局としてはいかがですか。

事務局 この計画については限界がございますので、またそれは個別の事業の際にご説明させていただきます。

議長 個別の事業のときにお話ししていくということですが、よろしゅうございますか。

ほかに。

25番 いまご報告があった内の、議案で言いますなら2号・4号・5号について、後ほど意見、そして質問をさせていただきますが、その前段に、先ほど町民に対して、市民に対しても、都市計画区域マスタープランに対して、説明会、公聴会ということで、開かれているわけですが、ホームページに載っているということで私も見せていただきました。その中で少し確認と質問ということになるんですけども、たとえば香住の町民からだと思いますが、持ち方が県民局単位になっておりまして、この中でも書かれて

おられるんですけども、「なぜ香住都市計画区域の説明を香住町でやらないんですか」という質問に対して、当局は「説明方法については意見を踏まえて今後検討する」ということで、県民局単位のことについて回答してらっしゃるんですが、その辺に対してはどうなんでしょうか。

津名でも、こういった貴重な場面に住民の参加がなくて残念だというようなこともあわせて、積極的な住民参加、直接住民の声を反映させることができているということも指摘をされて、この前、議論しました丹波地域では、当局のお答えの中には「20名余りも参加された。関心を持っておられた方がありますよ」というお返事もあったんですけども、今後の持ち方としてはいかがなんでしょうか。

事務局 前回ご説明いたしました丹波の場合は地域もわりとコンパクトですので、1ヶ所

ということで、あまりご意見もなかったわけなんですけど、確かに但馬の場合は広域にわたっておりまして、これを1ヶ所でやることには問題はあるんですが、今回は集中的に説明するというので、但馬の中心である豊岡市で行ったようなことがございます。今後、いま委員からもご指摘がありますように、こういった説明の仕方については、今、どういう形でやるかということは決められませんが、住民の方々がもう少し参加しやすいようなことも視野に入れながら検討したいと思っております。

議長 実際のマスタープランはそれぞれ地域の特有の事情があるので、できるだけ住民サイドの立場で、その場に行って説明をするほうがやはりよいのではないかと思いますので、善処をお願いしたいと思います。

25番 いま会長にまとめていただきましたが、県民の参加と協働と言われる状況の中で、町民・市民の声が本当に届けられるという、特にこのマスタープランという意味では、皆さん本当の意味で関心をお持ちだと思いますので、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

それでは、具体的ところで意見を申し上げたいと思いますが、第2号議案の豊岡市にかかわる議案ですけども、この中で、先ほどの答弁の中で、大枠のということがありますから、個別のそれぞれの具体例の中には1つ1つ書かれていないのは非常によくわかるんですけども、豊岡でもほかの地域でもそうなんですけど、たとえば豊岡の面ですと、10ページ11ページにかけての産業廃棄物の処理施設等のところなんです。これは兵庫県廃棄物処理計画に基づいて、広域化の計画ということなんですけど、実は、こ

の7月7日に北但の広域行政事務組合の議会が行われて、その場で1市10町で計画している大型ごみ処理施設の予定地、4候補ということで報告がすでにされているんです。そんななかで、調査費はあげられたけれども具体的にまだ議会にも報告がない中で、こういう4ヶ所の報告があって、1日3百トン、建設費2百億円という膨大な大きさの中で、13万人のごみが集中するということが、もうすでに出てきているんですね。そういうなかで、1つ1つ書かないということはよくわかるんですが、このマスタープランを進めていく上でも、先ほどの道路もそうですけれども、こういった産業廃棄物もそうです。それぞれ具体化をされるときに、住民に合意が得られる方法でものごとを進めていかなければ、私はマスタープランと言っても、結局は上で形をとってるだけのことにならないかなあと危惧をするんです。

たとえばこのごみ処理の問題にしても、大型化の問題については、たとえばごみを減量する問題、あるいは分別する問題、こういう意味では逆行しているのではないかという意見もあります。大型なのでごみを集めなきゃいけないとか、あるいは24時間燃やし続けるという意味で、分別をこれまで進めていたのに、逆行してしまうとか、いろんな意見もあるところで、豊岡市の市民のほうからそういう廃棄物処理場についての意見がすでに出ておりますので、このごみ処理場についてのみでよろしいんですが、いまのマスタープランにおける具体的な内容としてもう出てきているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

事務局 都市計画マスタープランにつきましては、前段でご説明させていただきましたように、まちづくりのいわゆる基本的な考え方であったり方針を示しております。そういうことで、具体的な箇所を表記するという内容にはなっておりませんので、基本的にはそういう具体的な内容につきましては、関係市町あるいは議会、地元住民の方々を含めまして、十分に話し合いをされたなかで決まっていくものと考えております。

25番 先ほどとある意味では考え方が一緒だなというふうに理解したんですが、それだったら我々がどこまでかかわってこれに賛成なり反対なりという評価をすればよいのかという点では、この具体化がこうなってるんだったらこのマスタープランには異議あり、賛成するわけにはいかないというふうに、第2号議案のたとえば豊岡の問題、それからそれに関連して、広域なものですから、第5号議案の日高の町民からも、これでは住民合意が得られていないというふうにすでに出てますので、2号議案と5号議案については、そういった意味からも賛成をしかねると思っております。

4号議案の香住の問題ですが、11ページの真ん中から少し下のあたりです。「本都市計画区域」で、「香住海岸において香住海岸ルネッサンス計画に基づき、地域物産販売施設や交流体験施設、公園広場等を有する新たな市街地の整備を図る」となっております。これについては、すでに漁港改良事業として、平成3年ですから、もう12年も前にリゾート法に基づいて非常に日本全国がわいた時期に計画がなされて、自然海岸5.1haを埋め立てて90億円の総事業費をかけてやるという事業なんですね。このことについては、すでに町民からも、やはりこれについての意見があがっております。住民合意が得られていないということ、それと同時に、2001年ですから2年前から第2期工事等では町民負担も非常に大きいということで意見もあがり、また具体的にまだ進んでいないというのちょっとお聞きをしておりますし、むしろ「整備を図る」ということではなく、町民の意見から言えば、「見直しも含めて、ここのルネッサンス計画については考えていく」というふうな記述でなければ、町民としてはこの計画には賛成しかねるというふうなことをお聞きをしておりますので、いま申し上げました議案について、それぞれ反対の意見を表明しておきます。

それ以外は賛成ということでお願いいたします。

最後に、これは広いかかわりで、但馬地域全体にかかわって、但馬地域の基本的考え方の中に、すでに但馬空港を但馬地域の玄関口として、周辺の整備を含め、ここをかなり発展的に利用促進も含めて考えていくということも、記述がそれぞれあるわけで、賛成している町にもかかわっているんですけども、意見としては、やはり地方自治体に対しての負担が非常に多いという意見があがっておりますし、県としても赤字空港ということではすでにご承知の中身ですので、これについても、単に今あるからその利用促進を図っていくという記述ではなく、立場ではなく、むしろそこをもう一度いろんな意味から考えていくというふうにあってほしいなあと思っております。以上です。

議長 ほかにご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、それぞれが独立した都市計画に関するものでございますので、採決も議案ごとに行わせていただきます。

まず第2号議案 豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、採決させていただきます。

原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)



議長 ありがとうございます。

反対の方、念のためお願いします。

(反対者挙手)

議長 ご1名です。したがって、原案どおり可決させていただきます。

次に第3号議案 城崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 全員一致でございます。

第4号議案 香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について採決させていただきます。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 反対の方、お願いします。

(反対者挙手)

議長 反対は1名でございますので、原案どおり可決いたします。

次いで第5号議案 日高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。

原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

議長 反対は1でございますので、第5号議案については原案どおり可決いたします。

次に第6号議案 出石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。

原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 全会一致でございます。ご異議がないようですので、第6号議案については原案どおり可決いたします。

次に第7号議案 浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでござ

ざいます。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 全会一致でございます。可決いたします。

次に第8号議案 八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 これも全会一致でございますので、原案どおり可決いたします。

次に第9号議案 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第9号議案については原案どおり可決いたします。

続いて第10号議案 洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定から、第16号議案 南淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定までの7件ですが、先ほどと同じように、お互いに関連しているところがございますので、一括して説明を受けて、個々の議案で採決させていただきたいと思っております。

事務局の説明をお願いします。

事務局 淡路地域(洲本・津名・淡路東浦・北淡・緑・西淡・南淡)の7都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、ご説明いたします。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する法改正及びこれに対する県の取り組み経過については、参考資料1をご参照願います。

淡路地域では、前面スクリーン及び議案書位置図の13ページに示すように、7都市計画区域を指定しております。赤色のファイルにまとめております議案書別冊及び議案書位置図14～20ページの都市計画マスタープラン附図によりご説明させていただきます。整備、開発及び保全の方針、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」、略して都市マスと呼んでおりますが、スクリーンで示すように基本的事項以下5つの項目で構成しております。

1ページ、「基本的役割」では、淡路地域の都市マスは、緑豊かな環境と快適な生活空間の創造を目的として平成5年に策定された「淡路公園島構想」、平成13年の淡路地

域ビジョンの策定を踏まえ、その分野別構想の1つとして、淡路地域における都市計画に関する基本的な方向性と各都市計画区域における主要な都市計画の決定方針等を示すこととしております。策定対象は個々の都市計画区域を淡路地域全体の中でとらえる必要があること、及び地理的・社会的連続性から、淡路地域全体を策定関連区域として位置づけております。目標年次は平成12年を基準としておおむね10年後の平成22年としております。

次に課題と目標の背景と経緯では、2ページに自然、3ページに歴史、5・6ページに人口と産業の現状と動向を記載しております。淡路地域の人口は県全体の約3%で、昭和20年に約23万人をピークとして減少傾向にあります。平成7年から12年にかけては世帯数は増加しており、但馬地域同様、世帯分離、核家族化が進んでいることが伺えます。

10ページ、都市計画の課題では、平成13年に策定された地域ビジョンの記載をもとに、都市計画の課題として「公園島淡路」としての自然、交通、定住環境、震災復興を4つの柱として設定しております。

目標及び基本理念については、資料の12ページから13ページに記載しており、このうち人口及び産業の将来見通しは、各都市計画区域の人口の伸び等を考慮して設定しております。

14ページ、都市構造、主要な都市機能の配置の方針については、スクリーンまたは議案書位置図21ページの構造図をご覧ください。中心拠点としてその都市の中心市街地、都市拠点として各町の中心市街地を位置づけるほか、国営公園、文化レクリエーション拠点等を特定都市拠点としており、神戸淡路鳴門自動車道を広域連携軸、島の脊梁をなす森林等の緑を骨格軸として位置づけております。

14ページ、3の区域区分の有無の項目では、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きを行うかどうかについて記載しておりますが、スクリーンにそのイメージを示しておりますように、淡路地域は過度な人口集積はなく、急激かつ無秩序な市街化の進行は現状では想定できないこと、また、独自の条例等による地域の特性を生かしたまちづくりを支援する視点から、ゆるやかな土地利用誘導を行うことが適当であると考え、区域区分を定めないこととしております。

14ページ、4基本の方針では、土地利用から土地防災まで、6つの方針を定めております。土地利用に関する方針では、自然環境、農業と都市的土地利用の健全な調和を図

り、交通条件の向上がもたらす開発インパクトに対し、土地の合理的な利用を誘導する区域については、都市計画による手法として、用途地域制度の活用によるほか、地区計画、防火・準防火地域等の活用により、きめ細かな規制誘導を図ることとしております。また、緑豊かな地域環境の形成に関する条例による土地利用、緑の保全、景観への配慮などのゆるやかな規制誘導を行うこととしております。商業・業務地については、既存商店街の活性化を図るとともに、新たな商業核の整備を図るほか、市街地周辺の国道等の幹線道路沿道において周辺に配慮した沿道型商業地の形成を図ることとしております。工業地については、比較的狭い地域にまとまりを形成していることから、立地条件の充実を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した産業基盤施設の充実を図ることとしております。流通業務地については、有利な交通条件を生かし、適切な流通施設の配置を図ることとしており、また、住宅地については自然的環境と調和したゆとりとうるおいのある良好な住宅地を配置し、京阪神都市圏への通勤者や世帯分離等を考慮して、ニーズに対応した形成を図ることとしております。

17ページ、自然的環境については、淡路地域は人と自然のつながりが深く感じられる自然的環境にあることから、「公園島淡路」の実現をめざすとともに、緑条例の「人と自然と文化が調和した地域づくり」という考え方を踏まえ、自然的環境の維持・活用を図ることとしております。主要な緑地等について、環境保全系統として自然景観を形成する山地・丘陵等の緑、河川等の骨格の保全を図ることとしております。また、景観形成系統として、自然海岸や田園等の美しい眺望や優れた景観の保全を、緑条例を活用して図るとともに、土砂採取などの跡地の回復・活用を図ることとしております。

19ページ、都市交通について、円滑な都市活動及び良好な都市環境の確保、さらに交流の拡大を図るため、道路網の整備、充実、交通結節点の機能向上や陸上交通と海上交通の連携強化等を進めることとしております。まず道路については、交通拠点相互を連絡するとともに、災害に強く代替性のある道路網を形成し、神戸淡路鳴門自動車道の利活用を促進するとともに、主要幹線道路、幹線道路の整備・充実を図ることとしております。また、歩行者空間を確保し、安全で快適なゆとりある交通環境の形成を図るとともに、港の特性に応じた港湾整備を行うこととしております。

21ページ、都市環境の方針では、公園や緑地について、「公園島淡路」の実現を図るため、さらなる整備・充実を図り、生活排水については、地域の実情に応じた処理場の建設及び管渠の整備・推進を図ることとしております。また、川と海が一体となった河

川環境の整備を図り、自然の魅力の向上をめざすこと、景観については、豊かな自然環境や歴史的特性などを生かしたまちなみ景観の形成を図ることとしております。公園・緑地については、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観形成系統について、それぞれ適切な整備と保全を図ることとしております。下水道については、生活排水処理計画、河川については河川整備計画に基づく改修等を推進することとしております。廃棄物処理施設は兵庫県廃棄物処理計画、一般廃棄物処理施設については兵庫県ごみ処理広域化計画に基づく整備を進めることとしております。

26ページ、都市景観の形成については、骨格となる山並みなどの維持・保全を図り、自然景観と都市景観との調和を考慮するとともに、地区の歴史的特性に応じたまちなみ景観の形成を図る一方、比較的小規模な農・漁村等においては、海岸や山地など、背景となる自然景観との調和を図り、地域の特性を生かした集落景観の形成を図ることとしております。

27ページ、市街地整備に関する方針について、既成市街地においては、商業・業務等の中心地並びに都市施設の未整備な住宅地等を整備し、都市機能及び居住環境の向上を図ることとしております。このため、オープンスペースや道路を計画的に整備し、漁村集落等の密集市街地においては、道路幅員やオープンスペースの確保など、住環境の改善を進めることとしております。

28ページ、都市防災について、阪神・淡路大震災や過去の災害の教訓を生かし、災害を未然に防止し、安全を確保するため、兵庫県地域防災計画と整合を図りながら対策を講じることとしております。内容としては、防災拠点の整備とネットワーク化、建築物の耐震・不燃化、土砂災害の防止及び治水対策の推進の各項目について記載しております。

31ページ以下、主要な都市計画の指針では、4の基本的方針に基づき、具体的に事業化される予定の事業を市町との協議及び兵庫県の社会基盤整備プログラムにより公表されている事業から抽出して記載しております。

以下、淡路地域における現在の都市計画区域ごとの都市計画及び都市整備の状況について、都市計画区域マスタープランの附図により特徴的な点をご説明いたします。

洲本都市計画区域では、中央に洲本川が流れ、その下流に市街地が形成されており、論鶴羽山地と海岸線を擁する変化に富んだ魅力的な自然景観をつくりだしています。平成10年に神戸淡路鳴門自動車道が全線開通し、公園については国立公園3地区の指定が

あり、都市公園の整備にも取り組んでいるほか、生活排水については公共下水道等の整備が行われており、宇原大坪地区では土地区画整理事業が完了しております。土地利用では、洲本の市街地と由良地区に用途地域が決定されており、中心市街地周辺での都市基盤整備を推進するほか、自然的環境に関する方針において、本区域を象徴する三熊山や先山の保全、整備、都市環境に関する方針で、レクリエーション系統における活用をうたっております。また、市街地整備の方針で、大型商業施設と商業・業務機能のネットワーク化により、中心市街地を整備・拡充し、住環境整備を促進する一方、洲本インターチェンジ周辺において計画的な土地利用に対応した基盤整備を行うこととしております。

津名都市計画区域では、海岸線に国道28号が通過し、町域の7割は山林で、20数本の急勾配の河川が流れております。昭和46年より海岸部での埋め立てが開始され、昭和56年、志筑と塩田地区をはじめとして、佐野地区、生穂地区が竣工しております。公園は、埋立地を中心に整備が進められており、公共下水道等も整備が図られております。志筑地区の埋立地に業務地の都市機能の充実を図るほか、自然環境の方針で、土砂採取により失われた緑を植樹等により再生すること、都市環境の方針で、レクリエーション系統の県立淡路佐野運動公園、生穂緑地、パラナグア公園等の適正な整備や、東山寺をはじめ淡路最古の寺院跡、志筑廃寺などの貴重な文化財と自然が一体となった景観形成のほか、市街地整備の方針において、埋立地を新市街地として位置づけ、既成市街地とその周辺の新市街地が共存するよう、環境と調和した市街地の形成を図ることとしております。

淡路東浦都市計画区域は、淡路町ほぼ全域と東浦の一部から構成されており、丘陵斜面が海岸近くまで迫り、平地は海岸沿いに帯状に広がっております。土地利用の方針では、淡路町の岩屋地区と東浦町の仮屋地区の商業・業務機能の充実を図るほか、都市環境の方針において昭和60年に供用開始された県立淡路島公園、平成14年に開設された国営明石海峡公園やあわじ石の寝屋緑地等における豊かな自然環境の保全を図るとともに、淡路島国際公園都市やあわじ花さじきをレクリエーション機能に位置づけ、市街地整備の方針では既成市街地について良好な市街地整備を図り、新市街地について、周辺環境と調和した計画的な整備を図ることとしております。

北淡都市計画区域は、北部の海岸線に山が急勾配で迫り、震災後、野島断層が国の指定を受け、野島断層保存北淡町震災記念公園として整備されております。阪神・淡路大

震災を契機に都市計画区域に編入され、中心市街地である富島地区において、災害復興土地区画整理事業、育波地区、室津地区では密集住宅市街地整備促進事業、野島地区、浅野地区では漁業集落環境整備事業により道路、公園等の都市基盤施設の整備を推進しております。また、この事業と連携し、漁港整備や海岸埋立地の活用を図ることとしております。

緑都市計画区域は、内陸に立地し、初尾川をはじめ5本の2級河川とその他の普通河川の周辺に集落及び農地が形成されております。都市環境の方針では、緑パーキングエリアに隣接する淡路ふれあい公園のレクリエーション機能の充実を図るほか、市街地整備の方針において、既成市街地では狭隘道路の拡幅などの市街地整備を進め、新市街地と共存する調和のとれた良好な環境の市街地形成を図ることとしております。また、既成市街地周辺において、土地区画整理事業等により、周辺環境と調和した市街地整備を図ることとしております。

西淡都市計画区域は、北部に三原平野が開け、なだらかな丘陵地に続いて南端が瀬戸内海国立公園となっております。役場周辺に商業・業務機能を配し、新港周辺に工業地の配置を図るほか、自然環境の方針において、国立公園に指定されている慶野松原、鳴門岬等の豊かな自然環境の保全整備を図ること、都市環境の方針の景観の形成において、美しい瓦を生かした景観の形成、また、市街地整備の方針で、生活利便性の向上と住環境の安全性の確保を図り、自然環境との調和に配慮した基盤整備を推進することとしております。

南淡都市計画区域は、6割以上を山林が占め、自然海岸、河川などの自然が豊かとなっております。海に面した福良地区及びその周辺を商業業務の中心とし、自然環境の方針において、論鶴羽山地や丘陵部の積極的な保全を図ること、また、市街地整備の方針で、市街地や漁村集落等において、生活利便性の向上と住環境の確保を図り、自然環境と調和した基盤整備を推進することとしております。

これらの整備、開発及び保全の方針の策定にあたり、お手元の「淡路地域広域都市計画方針」等を資料として昨年11月1日に洲本市で淡路地域の都市計画フォーラムを開催するとともに、11月13日から12月12日までパブリックコメントの募集を行いました。また、都市計画区域ごとの「整備、開発及び保全の方針」素案策定後、関係機関等との調整を経て、本年3月28日から4月17日まで公述募集及びパブリックコメントの募集を行い、5月15・16日に、洲本市において都市計画区域ごとに説明会及び公聴会を開催いた

しましたが、公述申し出はありませんでした。会場からの質問等については案の縦覧に先立ち都市計画課ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。

なお、市町合併と都市計画区域マスタープランの関係については、今回のマスタープラン策定においては合併を前提とせず、合併後、新たな枠組みで都市圏等の検討を行った上で、都市計画区域の見直しを行うことを予定しております。

本案について8月20日から9月2日まで2週間の縦覧を行いました、意見書の提出はありませんでした。

以上で、淡路地域7都市計画区域における整備、開発及び保全の方針のご説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました、これにつきまして質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

25番 議案番号を申し上げますと、第11号議案、津名町に関連しての問題については今から質問させていただくんですが、その他については、全体的な意見はあるにしろ、賛成という立場で、意見、質問をさせていただきます。

まず、淡路島内ではご承知のように全市町の要望の強いのは、県道の整備あるいは河川の改修にあると思うんです。事前のご説明のときにも、私、生活排水処理の率も、推進目標ということでお聞きもして、こういった具体的なというお話を聞かせていただきましたが、やはり大枠ということでしたので、それはそれで具体的に進められるときに、いろいろ優先順位といいますか、それをつけていただいて、早期に改修すべきもの、整備すべきものは進めていただきたいと思うんです。

1つ、津名町にかかわって、どこの町も市もそうでしょうが、河川改修の整備計画というのが文章の中にも出てきているんですけども、河川改修の整備は、年次計画等あるかと思うんですが、津名町に限っての話ですが、順調にこれまで来ているというふうに評価してよろしいんでしょうか。と言いますのが、これから10年後に向けての整備計画になりますから、そのあたり、わかれば教えていただきたいと思います。

事務局 順調と言いますのは、どういう形で。

25番 整備計画が持たれていると思うんですが、これからまたマスタープランで、それぞれ、河川はこの津名町の場合は具体的になくて、たとえば志筑川なんかの、「緊急性に応じて整備する」という本文があるんですけども、これまでも整備計画に基づいて事業がなされてきたと思うんですが、それが順調に計画どおり進んでいるのかどうか



を、マスタープランを立てるときには、一定の評価の上でやられるというふうに私は思うんですが、そのあたりでどうでしょうかということなんです。全部全部言っていたくは無理でも、たとえば淡路で言えば、先ほど言いましたように道路と河川というのは非常に強い要望のある所ですので、そういったことが一定わかった上でのマスタープランになるのではないかというふうに思うんですが。

事務局 津名町のマスタープランの15ページの上のほうに、「河川については、河川整備計画に基づき、治水安全度の向上を図るため河川改修を促進するとともに」とあります。いま津名町さんにお聞きしたんですが、いろいろな事業があるわけですが、河川整備計画に基づく整備については進められているということで把握しております。この計画の策定の過程では、庁内でいろいろ調整をしております、河川整備計画等についても調整をしております。

25番 先ほど来申し上げている基本的なマスタープランに対しての、ひょっとして考え方の違いが当局と私の間にあるのかなと考えながらなんですが、たとえば河川改修にしても、具体的にマスタープランを町の方に見ていただいたら、もちろん説明会も公聴会も開いているわけですが、たとえばつい先だって、台風10号で志筑川の影響で床下・床上の浸水があったわけですが、志筑川に対する分水もなされていないので整備を急いでほしいとか、あるいはまだ49年災の河川改修が行われていないとか、そういう意見があるものですから、これからの10年後にわたる計画の際には、いったん今の現状を見て、まだ足りない部分を少しフォローアップする形でのマスタープランでなければ、住民にすれば、10年10年でいろいろ言ってるけれども、現実には進まないじゃないかというのが気持ちの中におありだろうと思いますし、そうでなければ計画という、マスタープランという意味合いをどう評価すべきなのかなということがあったものですから、津名の今の実態を説明させていただきました。

そういう意味からも、この津名町については、少なくともこのマスタープランに掲げられている本文から、今の現状と照らし合わせて、このマスタープランについて賛同できないということが私どもの評価なんです。だから、それを1つ申しておきたいと思います。

それと同時に、これは洲本のほうからもいろんな所からも出ているんですが、ご承知のように淡路インターでトラックなどが下りてくる、県道を早いこと整備してほしいということやら、先ほどの河川の問題もそうですので、具体的に計画にあがっていくとき

に、もっともっと住民の声を、河川整備計画とは何だというようなことを言うときに、説明会や公聴会をそれぞれの町で具体的にまた親切な形で行われたら、きっとそういう意見もおそらくや把握できるであろうと思いましたが、意見を申し上げました。

議長 ご意見を承っておきます。

何か事務局としてはございませんか。

事務局 事務局のほうから河川整備計画がすでにできているような発言をしましたが、これはまだできておりませんので、これから河川整備計画の策定等につきまして、いまのご意見を所管課に伝えまして、対応を検討してまいりたいと思います。

議長 ほかにご意見ございますか。

4番 質問ではございません。お願いがございます。

自然環境に関する方針で、先ほど言っておいたらよかったです、生物多様性の話がかかりこれから議論されるんです。たぶんこれは都市マスですので、これぐらいでいいのかもしれない。緑マスのほうでかもしませんが、これを進めるなかで、自然的環境の方針の中で、環境と景観、これはぜひ生物多様性という視点で都市マスのことも考えようという姿勢で議論していただきたいをお願いをしておきます。

議長 どうぞお聞きしておいてください。それで対処できれば今後していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、先ほどの豊岡他と同じように議案ごとに採決を行うことにいたします。

まず第10号議案 洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第10号議案については原案どおり可決いたします。

次に第11号議案 津名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 反対の方、願います。

(反対者挙手)

議長 賛成多数でございますので、第11号議案については原案どおり可決いたします。

次に第12号議案 淡路東浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、12号議案については原案どおり可決いたします。

第13号議案 北淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に第14号議案 緑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第14号議案については原案どおり可決いたします。

次に第15号議案 西淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。

原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第15号議案については原案どおり可決いたします。

最後に第16号議案 南淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。

原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第16号議案については原案どおり可決いたします。

以上で、県決定の都市計画案件については終了しました。

この結果は直ちに知事あてに答申することといたします。

続きまして当審議会への諮問案件、第17号議案「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について」を上程いたします。

これについて事務局の説明をお願いします。

事務局 第17号議案といたしまして、「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について」を諮問させていただいておりますが、議案の説明に先立ちまして、県とし

て都市計画道路網の見直しに取り組むに至った背景等についてご説明させていただきます。

都市計画道路は、戦後から高度経済成長期にその多くが定められ、社会経済の成長を前提に決定されたと考えられますが、昨今の経済の低成長や少子高齢化社会の到来など、近年の社会経済情勢の変化を踏まえると、道路そのものの必要性に変化が生じている区間も潜在的に存在しているものと思われます。これら都市計画道路の全国的な整備状況は、幹線街路の整備率が平成14年3月末現在で64%であり、いまだ4割もの幹線街路が未整備であります。このような状況において、都市計画道路の見直しについては、全国的な課題となっており、国においては「見直しに関する勉強会」を設置し、検討を進めてきたところであります。

次に、兵庫県内の都市計画道路の整備状況といたしましては、神戸市を除く兵庫県の幹線街路の現況は、スクリーン右側にお示ししておりますように、平成15年3月末現在で計画総延長約1,870km、その内約1,260kmが整備済、残り約610kmが未整備となっており、整備率は67%とほぼ全国平均に近い値となっております。画面左側に未整備延長の内訳を円グラフでお示ししております。水色が現在事業中の区間と今後おおむね10年以内に事業実施を予定している区間で、あわせて約150kmございます。残りの区間、すなわち今後おおむね10年以内に事業実施が見込まれない区間の内、緑色が都市計画決定後30年未満の区間で約120km、赤色が都市計画決定後30年以上経過している区間で、約340kmございます。ご覧のように未整備区間の55%が都市計画決定後30年以上経過しており、いわゆる長期未着手道路という状態になっております。これら長期未着手都市計画道路の内、必要性の失われている区間については、その区域内の土地に対して長期にわたり土地利用の制限をかけ続けることとなり、結果として有効な土地利用を阻害することも考えられます。また、このまま都市計画を存続させると、効率的な道路整備プログラム策定の支障となるなどの問題も考えられます。

以上のことから、県では、本年度からの2ヶ年で、現状の都市計画道路網の必要性を検証した上で、道路網の見直し方針を作成し、成熟社会にふさわしい新たな都市計画道路網を策定することを目的として、都市計画道路網調査を実施することといたしました。

それでは、都市計画審議会への諮問についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました都市計画道路網の見直しにあたっての基本的な考え方について諮問し、答申を得て、これに基づき新たな都市計画道路網を策定しようとするもの

です。

議案書39ページ、資料2、及び前面スクリーンをご覧ください。

はじめに、都市計画道路網調査の概要及びスケジュールをご説明いたします。

まず、今回の調査対象区域ですが、スクリーンにお示ししております県下の都市計画道路が存在する市町すべてを対象としております。なお、神戸市域につきましては、神戸市においてすでに道路網の見直しが進められておりますので、今回の調査の対象外といたします。

次に、調査の全体フローについてご説明いたします。

平成15年度は、まず県下の都市計画道路網の課題を抽出・整理いたします。

それでは、ここで想定されます現状の都市計画道路網が抱える主な課題についてご説明いたします。

1つは、都市計画道路の整備に伴い、歴史的建造物等が支障となり、まちなみ景観が損なわれるという課題です。

2つ目として、都市計画道路と並行して新たにバイパス等が整備されており、都市計画道路の必要性が極めて少なくなっているという課題です。

これらの課題につきまして、出石町を例に少しご紹介させていただきます。

前面スクリーンに出石町の道路網図をお示ししております。青色及び黄色の実線が都市計画道路で、黄色でお示ししております区間が見直しを検討しようとしている区間でございます。国道バイパスを黒色、都市計画道路とネットワークする主要地方道、及び町道を、オレンジ色、緑色で表しております。また、新規に道路が計画されている区間を赤色 印でお示ししております。

出石町の都市計画道路は、町の中心市街地の都市基盤として、昭和28年に一斉に都市計画決定され、現在に至っております。決定当時は観光客はありませんでしたが、今では多くの観光客でにぎわっており、また、まちなかには伝統的な町家や歴史的な建造物が多く残っております。

こちらが、沿道に伝統的な町家が散在し、昔ながらのまちなみ景観を形成しており、観光客が多く行き交う道路であります。現道を拡幅する形で都市計画道路八木町線及び八木町馬場線が決定されております。

前面スクリーンの写真をご覧ください。八木町線の沿道状況でございます。赤色の線が都市計画道路を表しており、ご覧のとおり、道路を整備することにより沿道の建物が

軒並み支障となり、伝統的町家が喪失するとともに、まちなみ景観が損なわれてしまいます。

また、都市計画道路八木町馬場線は、観光名所である出石城公園内を通過しております。こちらが出石城公園の写真でございます。都市計画道路が城跡の石垣を分断して、公園内を通過しており、現計画のまま整備いたしますと歴史的遺構である出石城跡を分断するとともに、歴史的情緒ある風景が壊れてしまいます。

また、出石川右岸沿いに都市計画道路出石川沿線が計画決定されております。当路線は昭和28年当時は通過車両を中心市街地から排除する目的で、旧国道のバイパスとして計画されましたが、現在は左岸側に新たな国道バイパスが整備されており、必要性は極めて少なくなったと考えられます。

現状の都市計画道路網が抱える課題としては、このほかにも周辺道路網の変化、都市構造の変遷等に伴う交通流の変化などが考えられます。

都市計画道路網調査については、このような課題の抽出・整理を行ったうえで、道路の必要性の検証方法を策定いたします。必要性を検証するために、必要な地域について交通量推計及び沿道状況調査等を行う必要があると考えております。

平成16年度に入りまして、前年度の成果により必要性の検証を行い、見直し対象路線を抽出いたします。そのうえで見直し対象区域を設定するとともに、見直し方針を作成いたします。なお、見直し方針策定に際しましては、パブリックコメントを行うよう考えております。策定いたしました見直し方針に基づき、関係市町との協議のうえ、新都市計画道路網を策定いたします。新都市計画道路網を策定した市町から住民説明会等を実施し、住民合意が得られた路線から順次都市計画手続きに着手したいと考えております。

答申に盛り込んでいただきたい主な項目でございますが、都市計画道路の必要性の検証方法、都市計画道路網の見直し方針などを考えております。

それでは、当審議会でご検討いただくスケジュールでございますが、先ほど調査フローでご説明いたしましたように、本年度中に必要性の検証方法を策定したいと考えておりますことから、これらも含めて来年2月の審議会で中間的な議論をお願いし、また、新都市計画道路網については、平成16年度内に策定したいと考えておりますことから、来年度9月の審議会で答申をまとめていただければと考えております。

なお、この諮問に対する本審議会における検討の方法につきましては、答申案作成の

ために何度かにわたる詳細な議論が必要と考えられることから、本審議会にワーキング的な検討委員会議を設置し、答申案を作成していただき、最終的に審議会委員全員でご議論いただき、答申をとりまとめていただくことで、会長にご相談させていただいております。

議長 ただいまの諮問案件でございますが、都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について、我々の当審議会が答申をとりまとめる必要がございますが、その進め方について、ご相談申し上げたいと思います。

我々の審議会に対して基本的な考え方の検討を求められたのは、今日も議論しました「都市計画区域マスタープランの策定に関する基本的な考え方」がございます。その際には、本審議会の委員と専門委員として外部から何人か加わっていただいた検討委員会議を設置して、ここで詳細な議論をしていただいて、答申案を作成し、最終的には当審議会にかけていただいて、全員で議論して答申をまとめることといたしました。

今回の案件につきましても、詳細な議論をこの会でいちいちするのは少し大変でございますので、専門的に検討していただく会議を開催してはいかがかと思っております。学識経験者の委員の方数名と市町長の代表の方に入っていただいた検討委員会を設置して検討していただくことではどうかというのが、現在のところの考えでございます。

先ほど説明がありましたように、審議会のスケジュールは来年2月の第4回の当審議会にて中間報告をいただき、来年度になりますが、9月の第2回審議会をめぐり答申をとりまとめていただきたいと思っております。皆様にはそのつどご意見をお聞きして修正等を加えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

そのように進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは人選について、事務局からの案を発表させていただきます。

事務局 ただいまよりお手元に案を配付させていただきますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

事務局 それでは、ただいまお配りさせていただきました検討委員会議構成案等につきましてご説明させていただきます。

都市計画道路は、交通処理機能、電気、水道など、供給処理施設収用等の空間機能、防災機能、さらには街区形成機能など多様な機能を有しており、それぞれの道路の分担

すべき機能に応じて体系的にネットワークし都市活動を支えております。このため、都市計画道路網の見直しにつきましては、さまざまな角度からの検討が必要と考えており、いま会長からお話ございましたように、この都市計画審議会の各専門分野の学識の委員の方々と、市町長の代表の委員の方に検討委員をお願いしたいと考えております。具体的には、お手元の資料でございますように、都市経営の分野といたしまして黒田委員、交通計画分野からは近藤委員、環境・景観分野からは中瀬委員、経済分野からは西村委員、そしてまちづくり分野から山口委員、それから市町を代表する委員といたしまして中川委員、以上6名による構成ということで案を考えております。なお、6名の委員の皆様には予めご説明させていただき、内諾をいただいております。

進め方といたしましては、会長からもご説明いただきましたが、検討委員会議構成案の下のスケジュールにお示ししておりますように、まず本年度は検討委員会議で道路の必要性の検証方法等について案を作成していただき、来年2月の審議会で中間報告をお願いしたいと考えております。そして、来年度は見直し方針等について、検討委員会議でご議論いただき、最終的に9月の審議会を目途に答申をとりまとめていただきたいと考えております。

人選等につきましてはの事務局案のご説明は以上でございます。

議長 大変忙しいスケジュールで、何度も検討をいただかないといけないし、基本的な考え方と言っても、ケーススタディをかなり積み上げていかなければなりませんので、大変でございますが、黒田委員、近藤委員、中瀬委員、西村委員、山口委員、それから行政の中川委員、よろしくをお願いしたいと思います。

このメンバーでお願いしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

20番 1点お聞きしていいですか。

この道路網の見直しの範疇には入らないとは思いますが、先ほどのところで言ったらよかったんですが、たとえば淡路の例をあげますと、確かに高速道路も整備できて、あらゆる面でいま、前段に書いてありますように、素晴らしい、四国との、阪神間とのという、いい面ばかりがクローズアップされたわけですがけれども、現状ありますように、新しい道路ができ、それで淡路全体がスムーズになっているかということ、阪神から淡路に渡り、淡路の県道を利用し、もしくは四国からの県道を利用し、大多数のトラッ



クや小型貨物車から大型までが出入りしてるんですね。そうすると、本来淡路のさまざまな市町の持っている、まちの景観、それから人も、万年渋滞のなかで相当おさえられたり、大変な支障が起こる。それが今度のこの中に入っている道路網の見直しの中の範疇に、何らかの形で入り得るものなのかどうかをお聞きしておきたいと思うんですが。

事務局 都市計画道路網の見直しに際しましては、現在都市計画決定されている道路だけではなく、関連いたします道路につきましても含めて、検討してまいりたいと考えております。必要性の検証等の際に、交通量等も検討する必要があるかなと考えてございますので、そういった道路を都市計画に位置づけるかどうかにつきましては、また今後検討が必要かとは思いますが、都市計画道路網の見直しに際しましては、都市計画決定されている以外の道路も含めまして、道路のあり方について、適切な道路網を検討していきたいと考えてございます。

議長 よろしゅうございますか。この際、県の都市計画で決定しているもの以外でも、必要なものについては、考え方として検討するということで。

23番 いまのお話で、国道についても同じように見ていただけるものなんですか。いまのお話では街路と道路だけを検討の対象にするのか、その辺はどうお考えなのか、私の地元なんですが、加古川の2号線は一方通行になっておるわけです。あそこも長年の懸案になっている。もう一方の一方通行は加古川市道なんです。そういう所も検討の対象になるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

事務局 都市計画道路網の見直しの対象といたしましては、幹線道路ということで考えてございまして、国道は、都市計画決定されている道路もございまして、それ以外の道路もございまして、国道も含めて検討してまいりたいと考えております。

議長 ただいまの当局の考え方でよろしゅうございますか。

23番 はい。けっこうです。

18番 都市計画道路の見直しをした場合、計画決定をしたことによって、補足的な、たとえば公園事業なんか都市計画決定している箇所もあろうかと思うんですが、そういった点にも波及していくと思うんです。そういう箇所はたくさんあるんですか。公園に限定してはいないんですが。

事務局 都市施設として道路に接して決定されている施設がいくつかあろうかと思いますが、現在、具体的にどういう箇所があるかは把握はいたしておりませんが、今後検討していくなかで、そういった箇所の道路について、もし見直すということになりますと、あ

わせてその施設の位置づけについても検討されることになるのではないかと考えております。

18番 もう1点、今までに都市計画決定してきたわけで、恨み骨髄というのがあるわけですよ。建物造作しようと思っても、もうやるかもしれん、もう事業着手するかもしれんと思ってきたのに、今になってはずしてくれという話なので、場合によってはわけのわからん裁判まで起きることもあるということになってこようかと思うんです。住民感情の整理は、基本的な考え方はやっておかないと、「社会構造が変わりましたから」というだけでしたら、私は、果たして説得力が働くかどうか、場合によっては専門の先生方にボディガードが必要になったりするかなと思ったりするから、ちょっとその辺、住民に対しての説明という点で、我々のほうに何度も何度も事業化はどうなってるんだと、1つの道路で何回もお尋ねがあったことがあるんです。その辺のところは行政がどのように考えておられるか、お願いします。

議長 非常に大事な、根本的なことでありますので、どうぞ事務局お考えをお聞かせください。

事務局 今回の都市計画道路網の見直しにつきましては、2ヶ年で新しい都市計画道路網の案となりますものを策定したいと考えておるところでございますけれども、いまご指摘のございました都市計画決定しておった都市施設を廃止することに伴って問題となったというような事例は、いまのところ、特に訴訟ということになりますと、報告はされていないように聞いております。

今後、都市計画道路網の見直しにあたりましては、先ほどご説明させていただきました中にございましたように、答申案を策定する際に、パブリックコメントも行いたいと考えていることもございまして、今後進める上におきましては、住民への説明、あるいは意見聴取といったようなことにつきまして、十分配慮しながら進めていきたいと考えてございます。

18番 住民の方もさらに利益を失いたくないということで、協力はされるという感じは高いかもしれませんが、その辺のところを念頭においてお願いします。

議長 どうもありがとうございました。我々のこの審議会の先生方がボディガードを必要とするところまで踏み込めるかどうかわかりませんが、それを具体的な案として県の当局でまとめる段階では、住民の方の十分な納得がいくような形で、計画を見直してほしい、そういうことだと思います。

25番 いまお話があった住民参加の問題でお聞きしたいと思っていました。16年度の事業の中でパブリックコメントの実施ということで、このときにはすでに具体的な対象地域の案が出ているという状況ですから、そこでいまの内容の中で、住民に十分わかるように合意と言いますか、理解を示していただけるように、見直しの策を講じていくということなので、それは1つ安心なんです、パブリックコメントのあり方も、割合とこれも時期の問題もあり、時間が非常に少なく、「ああ、そんなのがあったのか」というふうな状況があったり、あるいはパブリックコメントそのものがあったことも知らなかったとか。だから、こういうことでやってますよということが、住民に十分わかるように、特に対象地域に入られた方はそれなりにわかるかもしれませんが、逆にそこにかかわっていない方で、その計画が見直されることによってまた変化が起きるといような要素もあると思いますので、単にその関係地域だけの住民には限らないという意味もあって、ぜひ先ほど言われたように、いろいろな方策を考えていただいて、住民参加ができるようお願いしたいと思います。

議長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

検討委員会議にお入りいただく6人の先生方には大変ご苦勞をかけますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で本日の議案はすべて終了いたしました。

事務局から報告がありますので、お待ちください。

事務局 事務局から申し上げます。

都市計画マスタープランの策定の今後の予定でございますが、現在、阪神間都市計画区域マスタープランについて、関係機関との協議を進めるところでございます。協議が整う予定でございますので、次回に審議をお願いしたいということでございます。

議長 次回の第3回の審議会は、阪神間の都市マスの議案が出る予定でございます。

それではこれもちまして、平成15年度第2回の審議会を閉会いたします。

大変熱心にご審議いただきましたことを感謝申し上げます。

最後にもう一度事務局から連絡事項があるそうですので、お願いいたします。

事務局 事務局から連絡させていただきます。次回の平成15年度第3回の審議会につきましては、12月下旬頃をめどに開催する予定でございます。日程が決まり次第お知らせしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 3 0 分

## 平成15年度第2回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成15年9月29日 午後1時30分～3時30分  
場 所：兵庫県不動産会館 7階 研修ホール

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会 長
	中 瀬 勲	姫路工業大学自然・環境科学研究所教授	
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	山 口 昇	(財)兵庫県まちづくり技術センター理事長	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	山 川 雅 典	農林水産省近畿農政局長	代 理
	宮 城 勉	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	谷 口 博 昭	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	梶 原 景 博	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	巽 高 英	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	中 川 啓 一	洲本市長(兵庫県市長会)	
	清 水 豊	日高町長(兵庫県町村会)	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	末 松 信 介		
	原 亮 介		
	門 信 雄		
	野 間 洋 志		
	宮 本 博 美		
	佃 助 三		
	毛 利 り ん		
	小 林 護		
市町の議会の議長を代表する者 (第3条第1項第5号)	平 野 昌 司	神戸市会議長	
	井 上 熙	小野市議会議長(兵庫県市議会議長会)	
	振 角 利 允	夢前町議会議長(兵庫県町議会議長会)	